

2025 年 4 月 1 日

2026 年 8 月 1 日一部改訂（「気象警報」等）

修成建設専門学校

学校生活の手引き

授業編（カリキュラム・出欠等）

学則ならびに学則施行細則に基づきます。（入学時に配布している『便覧』に記載）

本手引きは『便覧』に記載されている項目から一部を抜粋したものです。

各種事務手続きについては、年度途中であっても手続き方法等を変更する場合があります。

1. 授業時間

第 1 本科(昼)	1 限	9:00～10:30
	2 限	10:40～12:10
	3 限	13:00～14:30
	4 限	14:40～16:10
	5 限	16:30～18:00
第 2 本科(夜)	6 限	18:20～19:50
	7 限	20:00～21:30

2. カリキュラム・シラバス

カリキュラム・シラバスは[こちら](#)

3. 授業への出席と欠席について

授業は毎回出席することを前提にカリキュラムが組み立てられていますので、出席して授業を受けていることが成績評価の大前提となります。

やむを得ず遅刻・欠席する場合は、学生ポータルサイトの「[修成オンライン申請システム](#)」から必ず「遅刻届」「欠席届」を提出してください。

▶遅刻について

授業開始から 30 分までを遅刻として取り扱います。30 分を超えると欠席となります。

1 つの科目につき、第 1 本科(昼)4 回遅刻、第 2 本科(夜)6 回遅刻で 1 回の欠席とみなします。

▶出欠席について

科目ごとの欠席	原則として規定時間の 1/3 を超えて欠席すると、出席時間不足と判定され、本試験が不合格判定となるとともに、追試験を受けることはできません。
その日の欠席	その日に開講する授業全てに欠席すると欠席日として計上され、カリキュラムに定められている年間授業日数の 1/3 を超えて欠席すると、年間出席時間不足として原級留置(留年)処分となります。

4. 気象警報による休講

2026 年 8 月 1 日変更

第 1 本科(昼)は午前 7 時、第 2 本科(夜)は午後 4 時に以下の警報が大阪市又は阪神のいずれかに発令されている場合、その日の授業を全て休講とします。

ただし、警報の発令地域に関わらず、危険を感じる場合は無理に登校せず自分の安全を最優先してください。

- 「暴風警報」
- 「特別警報」
- 「河川氾濫」のレベル 4 危険警報
- 「大雨」のレベル 4 危険警報

▶大阪市又は阪神以外の地域であって、自宅付近に上記の警報が発令されている場合
学籍簿に登録されている現住所付近で上記の警報が発令されている場合、

「修成オンライン申請システム」から所定の届出を行ってください。

公欠・出席の取扱いについては、学則施行細則Ⅰ第 19 条、第 20 条又は施行細則Ⅱ第 11 条、第 12 条に基づき取り扱います。

5. 交通機関の不通による休講(地震・その他の災害による)

2026 年 8 月 1 日変更

第 1 本科(昼)は午前 7 時、第 2 本科(夜)は午後 4 時に、地震その他の災害により下記のいずれかに該当する場合は、その日の授業を全て休講とします。

- ① 阪神電鉄本線が運行停止となっている場合
- ② JR 西日本、阪急電鉄、近畿日本鉄道、南海電気鉄道、Osaka Metro その他これらに準ずる鉄道事業者の運行停止により、代替経路による通学が困難であると学校長が判断した場合
- ③ 阪神電鉄本線でストライキが実施されている場合

▶上記に該当しない場合

交通機関の運休、遅延、事故その他の事情により通学できなかった場合は、

「修成オンライン申請システム」から所定の届出を行ってください。

公欠・出席の取扱いについては、学則施行細則Ⅰ第 19 条、第 20 条又は施行細則Ⅱ第 11 条、第 12 条に基づき取り扱います。

6. 公欠(公認欠席)の取り扱い

「[修成オンライン申請システム](#)」から「欠席届」を提出した後に公欠願の申請が必要です。公欠を願い出る場合、証明する書類が必要です。

病気等	学校保健安全法の基づく感染症による出席停止 (※1)			
冠婚葬祭	遠隔地に赴くときは、移動にかかる往復の日数を加えて申請することができる			
	慶事(結婚式)		忌引	
	本人の結婚	5 日	父母	7 日
	兄弟姉妹の結婚	1 日	祖父母・兄弟姉妹	3 日
	親の結婚	1 日	おじ・おば・曾祖父母	1 日
就職活動 大学編入学試験	5 社(校)まで申請することができる。 ただし、前日までに活動内容を届け出て、活動終了後 1 週間以内に報告書・公欠の願い出をすること。 《留意事項》 ・活動の届出は必ず事前に行う必要がある ・事前に許可をとっていない活動は欠席となる ・インターンシップは公欠とはならない			
火災・その他の天災	10 日以内の必要な日数			
外国籍の者	本人が出入国在留管理局に出向く場合、午前・午後のいずれか半日を限度に願い出ることができる。ただし、公欠を希望する日に半日以上空きがある場合は願い出ることはいできない。			

(※1) 学校保健安全法の基づく感染症による出席停止

出席停止期間はあくまでも基準であり、症状は個人差があるため、全てにおいて医師の指示に従ってください。

第三種は原則として公欠とはなりません。医師の診断により出席させることが危険であると判断された場合は、学校長の許可を得て公欠とすることができます。

感染症名	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒したと診断されるまで
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで

	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主治医において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
	その他の伝染病	出席停止の措置が必要と考えられる伝染病